

第十六回 参議院通商産業委員会會議録第七号

(一七)

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 小松 正雄君
委員 石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川彌平治君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
藤田 進君
白川 一雄君

政府委員

中小企業庁 振興部長 石井由太郎君

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

参考人

日本中小企業団 武山 光信君
東京商工會議所 理事 五藤 齊三君
所屬中小企業 五藤 齊三君
全国地方銀行 協理 亀山 甚君
行協理 門司 正信君
商工組合 中央金庫理事 樋田 光男君
国民金融公庫 総裁 樋田 光男君

全国信用金庫 安武 善藏君
全国相互銀行 島崎 政勇君
協会常務理事

本日の会議に付した事件

○参考人の出頭に関する件

○中小企業金融公庫法案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。最初にお諮りをいたしたいことがございまして、それは目下当委員会において審議中の鉱業法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、鉱業権と文化財保護法との調整問題が先般來論議をされておりますことは御承知の通りでございます。これにつきましては、実は去る金曜日にこの問題を審議いたしたるはずでございますが、本會議の都合で流会となりましたので、本問題は次回水曜日に取上げたいと存じております。つきましては、これに關連いたしまして、業界の代表者として石灰石鉱業協会会長芳賀茂内君を参考人として招致いたしたいと存じております。参考人として同君を呼びますことに御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) それではさうに取計らうことに決定いたします。

○委員長(中川以良君) 本日は最初に中小企業金融公庫法案につきまして政府側の内容説明を聴取いたします。

○政府委員(石井由太郎君) 中小企業金融公庫法の提案趣旨その他につきま

しては、提案理由におきまして御説明申上げた通りでございますが、なお若干補足をいたしまして内容につき御説明申上げたいと思ひます。

中小企業の安定と振興を図りますために、いろいろの施策が各方面から行われなければならないと考えられております。先ず第一に中小企業者みずからその経営を改善し、合理化し、よつて以て、この激しい競争場裡に自立し得るという態勢を整えることが最も肝要でございます。この点につきましましては企業者みずからの創意と努力を促しますと同時に、むしろ企業合理化促進法によりまして、政府並びに地方機関みずから企業の合理化のための診断制度を普及いたしまして、これによつて中小企業の、通弊とされておりました諸点を改善し、その将来経営上向うべき方向を指示し勧告するといふ制度をとつております。又中小企業者自身に對しまして、その共同の力で或いは大きな経営からの圧力に對抗し、或いは中小企業者みずから一人では行ひ得ない事業に新生面を開拓し乃至経済界の變動に對應いたしましてその抵抗力を強化組織化すること、この方途も、協同組合法を中心といたしまして大いに推進をいたしておるところでございます。同時にこれらの協同組合を育成いたしまして、その仕事を真に経済性のある合理的なものたらしめるためには、いろいろの共同施設の助成金を交付する等の方途を講じ、乃至商工組合中央金庫を通ずる融

資の円滑化等を行つておるのでございませう。なお最近の傾向でございますが、不況の深刻化に對処いたしまして、中小企業者みずからが、或いは原料高の克服のために、或いは過当競争の回避のために共同するための中小企業安定法の円滑なる運用ということも考えられておるわけでございます。

以上いろいろの施策がいろいろの方面から重層的に行われておるのでございませうけれども、中小企業者をいたしましてその経済活動を円滑ならしめるためにはその不足勝ちな資本を補充すること、即ち資本的に中小企業者を強化するための国家的助成施設が必要となつてございまして、これがためには中小企業者の金融、これを特に円滑にする必要上或いは中小企業信用保証制度乃至は中小企業に對する信用保証協会の活用といふようなことが、國民金融公庫の活動でございませうが、信用銀行、相互銀行の強化といつたような金融上の諸施策と共に行われていくわけでございます。併しながら中小企業者をしてその必要といたします長期の資金を通常の金融機関から調達させまして、過不足なき運用をやらせるといふことになりまして、現在の金融制度上いわゆる市中金融に頼つてばかりおりましたのではなから、円滑に参らなないのであります。それは各種の金融機関が、商工中金でございませうとか、長期信用銀行でございませうとか、長期債券発行銀行を別といたし

ますれば、大部分が短期の預金に資金源を仰いでいるわけでございます。これらの資金源を以ちまして中小企業者に、特に経済界の變動を受けやすい中小企業者に長期の資金供給をいたさ

せまうことはとくに支障が多いのでございまして、これを何らかの形で補充し、補充してやる必要があると政府としても考えるわけでございます。このように見地から、曾つての復興金融公庫におきまして、中小企業のための特別の枠を設定して融資を行ひましたことは御承知の通りでございます。又見返資金の特別会計におきましても國家公債の産業に對しまして集中的、重点的融資を行ひますと同時に、中小企業に對しましては特に重要産業の関連産業、或いは輸出産業或いは重要な民生物資の生産業、こういった面の設備資金を中心といたしまして政府特別会計からの直接貸等の方策を講じて参つたのであります。更には昨午私以來日本銀行の扱いで行われておりました見返資金の中小企業者向け融資の業務を引継ぎまして、暫定的に開發銀行から市中の金融機関の機能に乘せまして、中小企業のための特殊の長期資金を出すといふ制度が行われておつたわけ

でございます。併しながら開發銀行によりますこれらの業務は飽くまで暫定的措置として行われたのでありまして、近き将来におきまして中小企業に長期安定いたしました資金、殊にその財源を財政資金に仰ぎました資金を流

うな態勢にあつたのでございますが、たゞ／＼昨年末に衆参両院におきまして財政資金を中小企業に流し得るための適当な機構を講ずるようという御決議がございましたので、予算折衝の過程その他種々の経緯を経ました結果、中小企業金融公庫の設置となつたわけでございます。

法案の内容につきましては、お手許に配付してございます中小企業金融公庫設置要綱を中心といたしまして御説明申上げるのが便宜かと思つたのでございます。

先ず中小企業金融公庫の目的は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的といたします。即ちこの公庫は長期資金を供給する金融機関であるということが一つ。第二は一般金融機関の融通が或いは期間の点で、或いは使途の点で、或いはその事業に対する経済界の要請の見通し等の点で一般金融機関の融資に乗りがたいという事業なるものにつきまして通常の金融機関との競合を避けようとしたしてゐるのでございます。

次に公庫の融資対象となります中小企業者の範囲でございます。中小企業者の範囲は従来いろいろ法律でございまして、制度によつてややまちまちであつたのでございます。或る場合には従業員二百人以下を抱えております事業者を中小企業者と、或いは五百万円の資本金であるとか、或る場合には一千万円、いろいろ制度の目的によりまして出入りがあつたのでございますが、今回は中小企業者の範囲を次の四種類にいたしましてその範囲

をやや従来より拡張いたしましたのでございますが、即ち第一に「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業を行うもの」という概念でございます。但し商業その他サービス業を主たる事業といたします事業者につきましては使用人の数を三十人とし、鉱業を主たる事業とする事業者については千人といたしたのでございます。従来従業員の数二百人程度で押えるという概念があつたのでございますけれども、現に開発銀行の融資等は三百人までの従業員を擁する業者を中小企業者として認めておられます等の関係も考慮いたしまして、現在行われております制度の中で、最も円滑に行くであろうという線を抑えまして、これらの規模を確定いたしましたのでございますが、なお鉱業を主たる事業とする事業者については従業者千人といたしたのであります。

が、鉱業は御承知のように、原始産業でございます。インダストリー、或いは商業と比べますと或いは事業の売上げ或いは設備の投入高等に比べまして、どういたしまして雇用人員が多くなるのでございます。一般的業界の通念といたしまして、大体千人以下の鉱業事業者というものは中小企業という通念であるという見解に従ひ、かたがた曾て今までの中小企業等協同組合法におきまして、三百人以下の業者でありまさんと協同組合が組織できないのでございまして、公正な取引委員会の承認を受けなければ、それを超える従業員を包容いたしていても、特に協同組合を組織できると

相成つておるのでございますが、それから事例を調べましても、或いは五百人、或いは九百数十人といった程度までが中小の鉱業者という見地から特に承認されている事例等もございするので、このような取扱といたす考へてございまして、第二は中小企業に

関連いたしております各種の組合でございます。中小企業等協同組合、農業協同組合、農林協同組合の連合会、或いは水産業協同組合、森林組合、森林組合連合会等でありまして、第一に掲げました中小企業と同じような事業を営むものもこの範囲に加えたのであります。農業や森林業、水産業等の事業をこれに加えたことは、一見いたしまして或いは農林漁業金融公庫の仕事との重疊を生ずる虞れがあるような感じを持たれるのでございまして、が、狙ひをいたしておりましたところは、これらの協同組合が現に行なつておりますのは一般の製造業であるという事例が多いのでございまして、これらの事例を取上げまして中小企業金融公庫の融資対象といたそうと考へてゐる次第でございます。第三の範疇は工業でございます。お医者さんの仕事、が、いわゆる中小企業といつたような概念で把握できるものか今いろいろと議論のあるところと存するのでございしますが、現に中小企業信用保険制度におきましても、お医者さんに対しては融資を信用保険の対象として取上げておられます等の事情もございまして、比較的小規模な工業、医療事業をこれら対象として取上げようといはしておるわけでございまして、第四の範疇は調整組合及び調整組合連合会でございます。調整組合と申しますのは、

は、先ほどもちよつと触れました中小企業安定法に基きまして中小の事業者が主として生産の制限調整等を行なう目的で組織いたしました組合でございます。いわば小規模なカルテルでございます。その主たる仕事は、組合員たる中小企業者の生産事業、経済事業に対する意思的規律を行うことが中小でございまして、経済事業はその対象と相成つておらないのでございしますが、ただ金融の仕事だけは行い得るやうに相成つておるのでございまして、これはときによりましては調整組合におきまして組合員の調整活動に必要な資金の融通をいたす等の必要から設けられておる規定でございしますので、これらの活動に附随して資金が必要である場合も予想してこれを加えた次第でございまして、

第三には、中小企業金融公庫は、他の公庫におけると同じようにこれを法人といたします。第四は資本でございますが、資本は一般会計からの出資百億と、後に述べます産業投資特別会計から出資があつたものとされまういゆる法定出資額との合計と相成るのでございまして、公庫の資本金をできる限り多くし、その運用資金をできるだけ多くしたいということは我々の念願であつたのでございしますが、財政上のいろいろな脱み合から結論的に百億ということに相成つた次第でございます。役員は、総裁一人、理事四人以内、監事二人以内を置くといふことになつて、役員は任期は一般公庫におけると同じように四年といふことに考へておるのでございます。公庫の役員及び職員は刑法そ

の他の罰則の適用ではこれを公務員とみなしまして、業務の公正を期したいと考へておる次第でございます。なお公庫の職員は出資の当初におきましては五十人程度の極めて簡素な組織を以てスタートしたいと考へておる次第でございまして、

公庫の業務でございますが、公庫は中小企業者に対して安定した資金を流すという第一の目的を達するために、中小企業者に貸付の仕事をを行う。保証とか或いは手形の割引でございまして、或いは手形の割引でございまして、専ら貸付のみを行うことと考へておるのでございます。貸付の条件は、これは公庫が創立いたされまうと、公庫みずから業務方法書に規定いたしまして主務大臣の認可を受けることになつておるのでございまして、現在大体次のような方式を以て貸付の予定でございまして、設備資金及び長期の運転資金、設備資金と申しますればこれは一般的に長期資金になります。これは御承知の通りであります。又運転資金に對しまして国家乃至は政府機関が補充の金融をやる必要も極めて少いのでございまして、或いは設備の増設等からみ合つて必要といたします長期の運転資金乃至は積極的に苦難を開いたします或いは合理的に苦難を開いたしますために必要な長期の運転資金をば公庫から貸出せようと思へておる次第でございます。貸付金額は、一企業者当り累計一千万円までと考へておりますが、中小企業等協同組合又は調整組合若しくは調整組合連合会等のいわゆる合同体にありましては三千万円までを貸付限度といたしま

して、今後は公庫においてこれを管理し、その回収金は貸付の資金源に加えて参るといふ考え方なのであります。この点につきまして は過去の国会特に当通産委員会においてもこれらを集中的に利用するようにという御意見も出ておつたところであります、その御意見に副い得たかと考えておるのであります。引継の債権の種類は、第一は、開発銀行が見返資金特別会計から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権でございます。お手許に一枚紙の資料がお配りしてありますが、これをご覧願えばわかりやすいかと存するのであります。中小企業者に政府関係機関から貸出されました資金は三通りあるわけでありまして、第一番が見返資金特別会計日銀扱というのがございます。これから中小企業者に出たものの、第二は復興金融公庫から中小企業者に出たもの、第三が④とあります。中小企業見返資金から出たもの、この三通りでございます。この三通りの債権が、現在では復興金融公庫の分は開発銀行が引継ぎ、又見返資金特別会計から日銀扱を以て中小企業者に出ておるものも開発銀行に引継がれておるものもありますが、これらを中小企業金融公庫に引継替えいたしましたして、中小企業金融公庫から中小企業者に貸付いたこととして、将来整理して参るといふのが第十に書いてございます。承継の規定でございます。開発銀行が見返資金特別会計から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権というのは①でございます。開発銀行が復興金融公庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権と書いてございますのが②と

中小企業者に対して行なつた貸付に係る債権と書いてございますのが、丁度真中のところにある③でございます。これらを引継ぐこととしたしまして、そうしてこれら引継債権のうち第一号の債権即ち見返資金特別会計から中小企業者に出しておりました資金に相当する額は、産業投資特別会計を通じて引継がれまして、中小企業金融公庫への出資として扱い、その他の債権は開発銀行から公庫が借りたものとして扱うということにいたしましたのであります。見返資金特別会計の中小企業者に対する貸付金は産業投資特別会計に引継がれまして、産業投資特別会計から中小企業金融公庫に出資、いわゆる債権出資の形で引継がれるという関係にいたしましたのが、冒頭に申し上げました資本金のところでありまして「産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額」云々という条章に該当する規定でございます。なお開発銀行が本年四月一日から公庫成立の日までこれは中小企業者向けの貸付をいたしておりますが、この貸付債権は、公庫みずからが現金を以て買取る、債権を承継いたしますが、無償ではございませんで、有償の現金払の承継ということを考えておるのであります。

次は商工組合中央金庫との関係でございますが、公庫の出資に振り替えられた一般会計からの商工中金に対する貸付金二十億円は、公庫の成立の日から二年以内で政令の定める期間公庫から商工中金へ貸付けたものとするのと、昨年の十二月に商工中金に對しまして一般会計から二十億円の資金の貸付を行なつておるのでございます。

が、この二十億円の債権も、公庫の資本金にいたすという考えで、これは一般会計から商工中金に出資されることに相成るわけであります。従いまして公庫と商工中金との貸借関係を明らかにいたす関係がございますので、この条件を設けた次第でございます。この公庫の監督は、通産、大蔵両大臣に帰属するという主管を明らかにいたしておきたいと考える次第でございます。

以上が大体の要綱でございますが、予算的な出資につきましては、一般会計予算書の第三百五十頁、大蔵省所管の中小企業金融公庫の項に、中小企業金融公庫出資に必要な資金として八十億円を計上してございます。なお公庫自身の歳入歳出は政府関係機関予算といたしまして本国会において御承認を頂くことに相成っておりますので、その予算総則第三十条におきまして、中小企業金融公庫は、先ほど申し上げました借入金のない得る限度を二十億円というように定めてあるのでございます。従いまして一般会計からの出資二十億円、並びにこの予算総則第三十条によりまして行います借入金二十億円、合せて百二十億円が公庫を運用いたします資金の一応の量でございます。なお先ほど申し上げました開発銀行からの引継債権の承継額、こういったものが、回収金等が公庫の運用資金源と相成るわけでございます。収入支出につきましても政府関係機関予算書百七十五頁以下が公庫の予算を規定いたしてございますが、これによりますれば事業益金収入五億九千四百余万円、支出合計三億六千一百余万円ということに相成っております。その差額が国庫に納入されるということ

に相成つておるわけでございます。なお開業銀行の業務を引継ぎますと、これに伴ひまして或いは業務管理のなための経費と、人員等を要するわけでございませうが、その点は政府関係機関予算の總則第三十五条におきましていわゆる弾力条項を設けて支出の増額分は収入の増額で賄つてよろしいという点について併せて御承認を頂く予定と相成つておるのでございます。なおこれに関連いたしまして御参照を願ひまする条文といたしましては、大きなものといしましては、民法の法人の不法行為についての関係篇章及び公庫の予算及び決算に関する法律が主たるものでございますが、添附の資料により御覧を願ひたいと思ひます。なお従来の中小企業向けの政府関係機関等の融資の概況、その他につきましては配付申上げました横書の長い資料がございませうが、これによりまして従来各種の金融機関が中小企業者にどのような資金を流しておるかという程度乃至は復興金融公庫関係乃至は見返資金特別会計の関係、開業銀行の中小企業者向け融資等の概況を明らかにいたしたつもりでございませうが、御審議の御参考にして頂きたいと思ふ次第でございます。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。

それでは政府側に対します質疑は次回にいたしまして、今日は参考人において頂いておりますので、引続き参考人の御意見を承ることにいたします。

参考人のかたに申し上げますが、今日は御多用中のところをわざわざお出ましを頂きまして、誠に有難う存じます。

た。御承知のごとく只今中小企業金融公庫法案に対しまして、本委員会におきまして慎重に審議をいたそうといひたしております。つきましては、我々長い間考えておりました中小企業金融を円滑ならしむるために法案ができたので、これが実施に当りましては是非とも中小企業関係の人々の期待に副うようなものになんとして行きたいと考えておりますので、この法案に対しまして産業団体並びに金融業者方のいろいろ御意見、殊に実際の場面におきましてところどころ御注意等、又これに関連いたしますいろいろ御指摘の点等を腹藏なく承りまして、私どもが本法案審議の下で尊き参考といたしたいと存じております。つきましてはどうぞ腹藏なく十分に御意見をお述べ頂きたいと思ひます。ただ本日は遺憾ながら時間が十分ございませんので、お一人大体十分ぐらいの御予定を以てお述べを頂きたいと存じます。

それでは先ず最初に日本中小企業団体連盟常任理事武山光信君にお願いいたします。

○参考人(武山光信君) この法案の実施に当りましては、すでにこれまでいろいろ検討協議をされて、現在ではこれのできました暁の運用上の問題が二、三あると思つているのであります。

その第一の問題としましては、中小企業の協同組合化、これの運用に当りまして、組合化が阻害されないような方法をとつて頂きたい。こういうことは具体的に申上げますと、商工中金が現在協同組合金融を行なつておりますが、これは単位企業に対する貸出もございまして、それと組合の金融とい

うものがどういう工合にお互いに影響を受け合うか、こういう問題で、その点を心配しているのでございます。でありますから協同組合が阻害されないように、これの運営に当りましては特に御注意をして頂きたい、こういうことを一つ申上げたわけであります。

それから第二の問題としましては、利息が商工中金の場合は現在約一割三分程度になつておりますが、この点公庫を通じて見ますと一割ということがありますので、考えようによりましては、一つは低くなるのだからいいではないかという点にもなりますが、業界としましてはやはり商工中金の一割三分を一割になるように、低利の資金を商工中金のほうへ流すように御考慮願いたい、こういうことを特に希望しております。この点も一つ併せてお考え願いたいと、こういう工合に考えております。

それからもう一つ、第三としましては、中小企業の中でも比較的大きな企業に流れるのではないかといいことを心配する向きも相当にございますが、この点も特に御注意の上中小を問わず公庫に流して頂きたい、こういうことを業界でも非常に希望しておりますから、その点も一つお願いいたします。大体私から特に希望を申上げるのはその程度でございます。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。それでは次は東京商工会議所理事中小企業委員長五藤齊三君にお願いいたします。

○参考人(五藤齊三君) 中小企業界の金融の更なる発展は、過去数年と互り

まして各方面で大変問題になったのでありますが、殊に最近におきましての国際情勢の変化から一般産業界の景気が後退いたしまして、御承知の通り過日米不渡手形の問題が大きく現われて参りましたのでありますが、少し前まではその不渡手形は大部分中小企業のものである、こういうふうに見られておりました。中小企業は金詰りの深刻さを端的にその面からも現わしておつたと思ふのでありますが、最近に至りましては、御承知のように大企業の中からも続々不渡手形が出るというふうな深刻な経済の行詰り状態が見られるようになったのであります。従つてこれらが更にそれに関連をいたしまする中小企業界に対する金融の圧迫となつて現われておることは申すまでもない次第であります。全く中小企業界の金融問題としては容易ならん時期にあると考へる次第であります。その時に当りまして政府が本公庫案を御提出になつて、近くこれが運用に入られるという事は非常に意義深いものがあると私も大変賛意を表する次第であります。で、先ほど政府委員からも御説明がありましたように、従来の中小企業金融の諸施策に更に補完的な意味を持たしてこの公庫の出現が見られるというところに特に私は深い意義があると思ふのであります。で、中小企業の金融に關しましてはその量におきましては一般市中銀行、地方銀行の役割が非常に大きく働いておることは、これは隠れなき事実であります。けれども、この市中銀行、地方銀行の特性からいまして、どうも中小企業に十分なる面倒を見てもらえない事情である、これ又隠れなき事実であります。

まして、皆様御承知の通りであります。が、それは要するに市中銀行の資金と申しますものは、どうしてもその短期の商業手形を偏重して運用しなければならぬという性格上の点がありまします。その点から、中小企業界におきましての特性といつたしまして商業手形の準備にいうものが比較的少い。特に零細企業の中では殆んど期待できないというふうなことから中小企業金融を市中銀行が担任をするということには全般的には非常に困難であるのであります。それから、中小企業者の不満が市中銀行、地方銀行に対しては相当に高まつておるわけでありまします。そういう観点からこれらの既存の普通銀行は何と申しましたも大企業金融に偏重せざるを得ない実情であると思ふのでございます。そういう観点に立ちまして現下の一般産業金融の大勢を觀察いたして見ますと、大企業に對する金融措置としてのいろいろの機関は日本興業銀行、或いは輸出入銀行、開港銀行、長期信用銀行等いろいろの銀行が政策的にも次々に設立をせられて、その分野に於いて大企業の今後の育成の金融努力が払われております。と思ふのであります。が、又中小企業に對しては、商工中金が系統機関としての重大な役割を果しておられます。と共に、無尽会社と申します名前によつて四十年前に誕生をいたしました庶民金融機関も今日は四十年の歴史と共に育つて参りまして、相互銀行という形において中小金融の上に一つの重点を持つようになつたと思ふわけでありまして、そして信用金庫及び組合におきまして、大体これは相互金融の概念から出発をいたしました。

たけれども、発達をいたしました信用金庫となりましては、今日では中小企業の一一般金融機関となつて育つておると思ふのであります。そのほかに国民金融公庫におきましても大体は社会政策的な庶民の金融を掌る機関として生れたと思ふのであります。けれども、今日におきましては中小企業金融に相當の役割を演じておられることを承知をいたすのでございます。そういう観点から申しますと、中小企業に對する金融機関及びその施策もだん／＼完備をして来たように思ふのであります。が、そういう中におきましても金融機関の力はなお非常に強い。そういう観点からこれらの既存の機関も多々益々弁ずるようになつて充たなければならぬことは当然であります。その中でも特に金融の根柢を築いておる階層は、どんなところにあるだろうかといふようなことを私どもの観点から觀察をいたして見ますと、一つは今日市中の閥金融機関のごとく考えられております。株主相互金融公庫等の利用しかようやらないような零細企業層の金融が非常に根柢を築いておると思ふのであります。いま一つは、中小企業の中の中大企業の金融がこれ又非常に逼迫をしておると思ふのであります。で、即ち先ほど政府委員からもお話がありましたように、いろいろの法令、規定で中小企業の範疇が謳われておるのではありませんが、その中からだん／＼軌道に乗りまして、育つて参りまして、その範疇を越えたようなもの、或いはその極点に近いおるといふような企業のはうには得てして金融が忘れ勝ちである。既存の大企業相手の金融機関はそういう面に殆んど相

手にしてくれないし、従来ありますところの中小企業金融機関も又少しく規模が大き過ぎるというふうな感を懷きます。そういう結果と思ふのであります。が、相當にこの方面の金融が根柢をしておるのではないかと思ふのであります。そういう観点からこの公庫ができました。先ほど政府委員から一千万円の融資総額は大き過ぎるではないかという議論もあるが、お話をいたしますと、たのめであるが、中小企業或いは中小企業の金融のためにこの公庫が運営せられるかというところに一つの意義があるのではないかと思ふのであります。で、零細企業に對しましては、今日国民金融公庫がそういう観点から、社会政策的な面における活動が行われております。に鑑みまして、国民金融公庫の今後の一層の拡充と、或いは株主相互金融機関等の健全なる育成と、監督を強化いたしますための法制化等が望ましいと思ふ次第であります。なお中小企業の団結から、今後の日本産業の進展のために不可欠の至上命題でありますことに鑑みまして、この集団的中小企業の系統金融機関でありますところの商工中金が今後ますます弁ずるようになつて、これらの系統業者の上に系統金融を圖つて行かなければならぬと思ふので、この公庫法におきましては、やや中金の圧迫をこうむるのではないかと思われるような点があります。に鑑みまして、本法の三十四条の四項にありましますところの、商工中金に昨年十二月に貸付けた金額をこの公庫に肩替りをする規定が載つております。が、これが二年以内の期限で返済をすべしというように明文化せられ

ておるのであります。が、この資金のごときは、昨年国庫から御融資をなされましたときの条件は、五年未満の貸付をしてよろしいということを出されておるかのうちに私は拝聴いたしております。が、そういう点からこの二年以内という事は、少くも五年以上というふうな訂正をせられるのが至当ではないかと、そういうところから商工中金の今後の育成を圖つて行くべきではないかと思ふのであります。なおこれは足りませんわけでありまして、資金運用部資金等いろいろ御勘案を願つて、商工中金のために多々益々二十八年度においても資金の追加支出をおやり頂きますように、切にお願いを申上げておきたいと思ひます。それからこの法案の中で気が付きましたところは、第二条中の中小企業者の範疇が規定せられております。が、これは既存の各種の中小企業者を律する法律の中にありますところを大體踏襲をいたされておると思ひます。と思ひます。が、この中で商業及びサービス業の範疇を、従業員三十名未満とせられておるものは、今日の商取引の状況から考えまして問屋業等の中には、或いはサービス業等の中には三十名では到底足りない中小企業者の分野があるというところをいろいろの会合の席上でよくその主張を聞くことのであります。が、これらもこの有意義な金庫の運用に當りましては、せめて五十人まで商業及びサービスの従業員の範疇を抜けて頂くことをお願い申し上げます。それから法律の中には見えておりませんが、通商産業省のお示しになりました要綱によりましますと、調整組合へ

の貸付限度が普通の協同組合と同様に三千万円以内というふうになつておりますが、特定中小企業業の安定に関する臨時措置法による調整組合ができて、これに対する融資が必要というふうな段階になつて参りますと、これは当然公益多数の業者の団体であるべきはずでありますので、これは三千万円融資総額では少く過ぎるのではないかと私は思うのであります。調整組合の融資に限りまして差当り五千万円以内というふうに改正をされたほうがいいのではないかと存じます。これは将来は一億円程度にして頂きたいと思つてあります。当初における資金量は縮みまして先ず五千万円程度で我慢をしておくべきではないかと存ずるのであります。そうしていま一つは法第二十五条第三項の政府の貸付金に対する利息の減免の措置が謳われておりまして、これは中小企業育成のために成るべく低コストの資金を得て安い金利で貸出しが行われるということとを裏書をして規定で非常に結構だと存ずるのであります。同時にこれを活用した結果といたしましては、個々の業者へ貸付けの金利も可及的に減減するように運営せられるべきだということとは、これは運用の問題でありますけれども、希望を申し上げておきたいと存ずるのであります。そして第二十六条に更に公庫の余裕金は国庫以外に預託してはならぬという規定が明記されておりますが、これは公庫の性格上、こういうことも言えるわけでございます。もしやうけれども、中小企業育成のために必要になります公庫といふことは、中小企業金融機関に預

託をせられて本公庫の使命が倍加せられますように取扱われまことが必要ではないかというふうに考える次第であります。

なお公庫の一般金融機関へ業務を委託するということはその業務の簡素化及び運営の経済化の観点からこれは至当であると思つておりますが、ややもいたしまして、一般金融機関の中には過去にその金融機関が貸付けまして、どうも不良貸しの傾向が強いといふたうなものも、新しい傾向が強いという政府施策の政府の金融に肩代りするという傾向が従来相当にあつた。それであるから、一般金融機関に業務委託をさせるのは絶対反対だといふたうな意向も中小企業界には相当強く叫ばれておる。こういうことを一つ御記憶願ひまして、この弊が起りませんやうな運用ができますやうに留意して頂くことを願つておきたいと存じます。

それからこの公庫の運用に關しましては、是非とも民間業界の代表者を多数入れました運営委員会といつたやうなものを作つて頂きたい、政府出資によるいろいろの金融機関もありませんけれども、ややもいたしまして、それらの機関が官僚化するといふやうな不公平が相当に業界には起つておる。そういうことから鑑みまして、本公庫は本間に業者のために新しく資金が追加支出せられるのだという運営ができますやうに期待したいと存するのであります。そういう意味におきまして、民間業界の代表を多数含めまして運営委員会を設置するといふ一項を加えて頂くならば非常に結構だと思つております。最後に中小企業界の金融の總括的な

情勢は、私その数字の詳細を存じませんけれども、恐らく金融機関を通じては八千億を超えておる数字ではないかと考えるのであります。それに対しては商工中金なり或いは本公庫なりの資金がまだ、中小企業振興育成のために十分な金額ではない、こういうことを考える次第であります。本公庫の出現は百尺竿頭一步を進めるといふ意味において非常に結構なことでありまして、本年だけでも、来年度、再来年度におきましても、一般財政資金、或いは預金部資金を追加支出せられて、真に中小企業育成が促進されるやうに御配慮を願うことをお願い申し上げまして、私の陳述を終ります。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。それではちよつと皆様に申し上げますが、全国地方銀行協会長の亀山さんは非常にお急ぎのようでありまして、今日直ちに御旅行にお出になるやうでありますので、直ちにこれから亀山さんに順序を要えまして御説明を願ひまして、なおのちほどの御質疑に対する御答弁は亀山さんの代理のかたにお願いすることに只今お話し合ひいたしましたので、御了承を願ひます。それでは全国地方銀行協会長亀山君。

○参考人(亀山君) 私から申し上げます。私は今回の法律につきまして中小企業金融公庫の設立につきまして、その目的が中小企業に対する金融であるとして、一般の金融機関が融通することの困難なものについて融通するといふ点にあるのだからと思ひます。金融ベースに乗りがたいものに金融が門戸を開くという意味で重要な意義を

有するものでありますので、地方銀行は全面的に賛成の意を表する次第であります。

なお法案によりますれば、既存金融機関を利用することになつては、この点については貸出すについての審査能力を有する銀行を初め、各金融機関を十二分に活用することになりまして、又公庫と民間金融機関との競合が避けられることにもなりますので適当な措置と考えております。この金融機関を利用することについては地方銀行は全国に限らず店舗網を有しております。丁度六十三行、全三千六百五十店舗があります。公庫の有力な窓口となり十分御期待に副ひ得るものと考えて、地行銀行全部が公庫の受託金融機関として活用せられることを期待している次第であります。

なお公庫に対する政府出資金は百億円と聞きますが、成るべくこれが増加いたしますやうに御期待申し上げます。以上でございます。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。次は門司正信君。

○参考人(門司正信君) 中小企業に對します対策にいろいろございまして中にも、業者の組織化によります合理化といふことが非常に重要であるといふことにつきましては、各方面において言われておるところでございます。が、商工中金といひましては協同組合並びに組合関係の貸出につきましてこの公庫の資金を運用するにつきましては公庫から商工中金に対して資金の貸付をして頂きます。商工中金は自主的に協同組合並びに組合関係にこれを貸付けようとする組織として頂きたい

と存ずるのであります。現在昨年の十二月に五年の期限を以て政府からお貸付を願ひました二十億圓は二年間に返済しなければならぬといふやうな法案になつておるのであります。これは或いは一定期間内にお返しをしなければならぬものであればお返しをするといひまして、やはり公庫の資金事情が許します際には、先ほど申しましたやうに資金を貸付けて頂く途を開いておいて頂きましたならば仕合せと存するのであります。それから今回の公庫法案によりましては、一貸出先に對しまして個人の場合一千万円以下、それから組合の場合三千万円以下という規定がございまして、金額の点におきまして個人と組合とに差等が設けられてはまするけれども、これは組合は多数業者の団体であるといふところから考えますといふと、いわばむしろ當然のことのやうにも存するのであります。我々の立場からいひますと、政府におかれて、一層協同組合の組織を促進し又育成強化を図るといふやういふ見地からいひまして、でき得べくば公庫の貸付利率に對しましては、中小企業等協同組合に對しましては一般の貸出よりも若干でも低率にお取扱ひ願ひまして、これによつて広く中小企業界に對して組織化の方向へ向つて拍車をかけて頂くといふことができれば幸いに存するのであります。それから新公庫は一年以上五年の長期の金融をいたされるといふこととに相成るわけでありまして、商工中金におきましては現在短期運転資金は勿論であります。一年以上五年程度の融資は実行をいたしておるのであります。而も一般金融機関の補完的な

意味においての金融をしておるといふことも間違いないのでございまして、この長期の貸出のパーセンテージは現在のところ総貸出高の二、三、三程度でございまして、だん／＼とそのパーセンテージは上昇をいたしつつあるのでございまして。その貸付の期間、大体三年程度のもので中心になつておるのであります。これは金庫が発行いたします債券は三年のものでございまして、新らしくできまする公庫の金融が商工中金の行います融資とできるだけ重複をいたさないようにいたしまして、公庫の資金の運用に当りましては、一年以上五年とはございするものの、或るべく三年から五年というような長期の方面に重点を置いて運用を願えたらと思うのであります。それから公庫は先ほど石井振興部長の御説明を承りまして非常に簡素な機構でございまして。全国に一店舗でございまして、業務遂行上い／＼御不便もございまいし、我々商工中金の地方店舗を窓口として十二分に御活用を願いたいと存するのでございまして。それから業務代理機関の問題でございまして、この点に關しましては単に従来の資金の量のみならず、質的な面に検討を加えられまして、適当に御配慮を願いたいと思つてございまして。以上で陳述を終わります。

○委員長(中川以良君) 有難うございしました。それでは次に国民金融公庫總裁の樋田光男君にお願いたします。○参考人(樋田光男君) 樋田でございまして。このたび政府から御提案になつ

ておりまする中小企業金融公庫法案につきまして、私どもの感じと申しますか、率直にこの機会に御参考までに申述べさせていただきます。先ず結論から先に申し上げます、この公庫法案の御趣旨、大賛成であります。一日も早くかくのごとき金融公庫ができて、中小企業のためにできる限りの金融を今後ともやつて行きたいものだと熱望して止まない次第でございまして。と申しますのは、或いは釈迦に説法というふうなことになるかも知れませんが、現在の国民経済の情勢におきまして、中小企業の育成がどれだけ大事であるかといふことは申上げるまでもございせん。それにつきましては、いろいろの方策が必要でございまして、取りわけ金融の問題は大事のうち大事なことであると申して過言でないと思ひます。私の考えによりますと、あらゆる全国の金融機関がその総力を挙げて、なお足りないような分野がこの中小企業に対する金融分野でございまして、これが現状であらうとさえ存じております。ところが一般の金融機関におきましては、或いは資金の点、或いは私企業の性格の点、そういういろいろな点からいたしまして、自然その金融には限界がございまして、つまり中小企業金融として残された分野が非常に多いといふことが言えるかと存じます。具体的に数字を、或いは御承知も存じませんが、申上げてみますと、この三月末におきまして私の推算によりますと、この中小企業金融公庫法案に示されてありますような中小企業者、それに対し

まする資金の融通、各金融機関からの貸付状況は、大体一般銀行におきまして八千億になつておるかと思ひます。又信用金庫、信用協同組合、相互銀行、無尽会社或いは商工中金、又私のような特別の金融機関或いは開業銀行その他の方面から出しております金額が大体三千六、七百億に、或いはもつと以上になるかも知れせん。その程度にはなつておるのじやないかと思ひます。かように考えますと、公庫におきまして一兆二千八百億見当、大体一兆二千億といふものが出ておるような現状でありますから、現在の経済情勢から見ますと、相当に出るおるといふことは或いは言えるかも知れせん。併しながら他方全金融機関の貸付の総額を、これ又私の推算によりまして恐縮であります、二兆九千億見当になるのじやないかと思ひます。大体三兆に近い、かように考えて見ますと、全体が四兆足らずのもの、この中小企業といつたようなものに一応投ぜられておる現状だと存するものであります。金額はかように必ずしも多くないのみならず、問題は更にその貸付の内容であります。この資金の内容でございまして、つまり長期資金が非常に手薄であるといふこと。設備なり、運転なりに長期資金が手薄である。又この長期資金が実は中小企業のかた／＼に、殊に一昨年以来不況のしわ寄せを非常に受けておりまする中小企業のかた／＼が最も現状において熱望しておるという状況であります。これは、ささやかであります、私の金融公庫におきまして小さな経験から申しまして、しみ／＼とわかる事柄でございまして。事実私どもの金融公

庫におきましては御承知の通りに、大体二年見当を中心といたしまして、月賦を以ちまして、極めて少額の金融をいたしておるものであります。そのかた／＼が一様に申されますことは、このういふこととあります。私どもの金融公庫の資金を利用いたしますと、期限に追われるといふことが比較的行きまする結果、借入れた金が資本として残り、その儲けを以て元利を返済して行くことができる。そうでない、或いは二カ月とか、三カ月とかに一応資金の返済等に追われるような状況にありますれば、儲けは若干残ります。これが常として残る面が極めて少い。これが常におきまします。これが恐らく、小さな経験ではあります。現在の中小企業全体に通じての大きな熱望なのではないかと、かように存じておる次第であります。かような点等から考えまして、今回中小企業金融公庫法案が成立いたしました、このような金融機関が一日も早くできますること、中小企業金融の一部を担うこと、これによりまして、非常に熱望いたしておるような次第でございまして。なお若干附加えて、或いはこういう点があるのではないかと存じます。その点とは他の金融機関がでないような仕事を大体この中小企業金融公庫がいたすわけでありまして、その場合に、或いは競合とか重複といたつたような問題も起り勝ちであらうと存じます。この点につきましては私は殊に国民金融公庫との間の競合をどうするかとい

うような御疑問と申しますか、御心配が或いはあるのではないかと、このうに耐度いたしまして、これから申上げるのであります。この中小企業金融公庫はこの法律にもございまして、又その法案の要綱或いは又通産省当局からかねてからの御説明等からお伺いいたしまして大体千億円まで、又特定の組合等におきましては三千万円まで、大きな金額をお貸しになるのが一つのお狙いであるようであります。で、国民金融公庫は現在最高二百万円までしか貸出しがでないのであります。従つて二百万円を超える貸出しについては私のほうでは、現状におきましては、何とも御便宜を図ることができない事情にありまして。この点を中小企業金融公庫がやり下さいますことは大変に望ましいところでありまして同時に、なお二百万円の何にしようかという問題が起るものであります。この点につきましては私は多々益々弁ずるという感じを持っております。事実現在国民金融公庫におきましては、年間を通じて一千億見当の申込がございまして。その平均は、一件当たり平均は三十万円の申込であります。申込の数から申しますと、大体金額において五割ぐらいが百万円以上の申込に相成るかと存じます。全体を平均いたしますと、三十万見当であります。それに対して現状においてどのくらい貸出ができるかと申しますと、今の資金量並びに人手の關係等から申しまして、約二百五、六十億、二割五、六分見当しか貸出がでないのでありまして、私の感じを以てすれば、更に全体から申しまして四、五百

億の貸出は或いは可能になるのではないかと、又しなきやならんのではないかと、という工合に存じておるような次第でありますけれども、これが財政上のいろいろな御事情等の関係がございまして、現状においてはこの程度にとどまらざるを得ない。そういうような事情がございまして、私は大部分の業務の分野においては競合いたさないといひたしまして、或いは若干の点において、而公庫がその業務の面において競合するところがあるかと存じますけれども、ありましてこれはいささかも意とすることは、多々益々弁ずで、中小企業のために両者手を携えまして、できる限りのことをいたしたい。かように考えておるような次第でございます。この点御了承をお願いいたしておきたいと存じます。なお細かい点につきましては、大体においてこの法案は国民金融公庫法案と大同小異と申上げてよろしいかと存じます。国民金融公庫法と大体の構成なり、その他の点が似ておりますが、ただここで先般から伺つております、主として経営を簡素化すると申しますか、そういう見地から代理貸を中心として御実行されるような御方針のように承つております。私はこの点につきましては、至極結構なお話であると存じますが、なお或いは場合によりましては直接貸といったようなことも御必要ないかと存じます。さういふ意味から、これは法律そのものとは関係ございませぬ、法律施行後におきます運営の問題でありますから、そこら辺あらかじめ余りお縛りにならずにお考えになつたほうが、この中小企業全体の

ためにどうすればいいかということが大前提なんでありまして、余りお縛りにならずにかなりゆとりを持つて、機に依じていろいろ御施策ができるような途を申しますか、お考えで初めからおやりになつたほうがよろしいのではないかと、さういふふうに考えております。その点につきましては、一つこれは法律に關係があることであります。この公庫が新しいこの中小企業金融公庫の余剰金の運用等でありまして、國債の保有と、それから資金運用部への預託、それからその次第二十六条の第二項であります。公庫は、業務に係る現金を國庫以外に預託してはならない。これは大体住宅金融公庫の例に依つて、この点が国民金融公庫とは違つております。国民金融公庫におきましては、大体事業の六割から六割五分は直接貸出をいたしておるような次第であります。それから、日常金の出入りがあるわけでありまして、極めて少額であります。が、少額のものごとくさん出入りがあるわけでありまして、むしろその点におきましては銀行の預金業務と余り変りない出し入れがあるわけでありまして、従いまして公庫といたしましては、その業務にかかる現金を一般の金融機関に預託いたしております。國庫以外に預託してはならないと申しますと、これは日本銀行に参るわけでありまして、日本銀行から金を出しまして入れましたりするわけには、かなりこれは手数料がかかるわけでありまして、さういふ点が若干気が付くのでございまして、ただこれも実際に當つてみました場合、私どもが先ほど申し上げました業務の内容から行きますと、最近の申込

が三十万円平均、貸出が一口平均が十萬円見当であります。極めて少額のものであります。それが又月賦の形で毎月還付して来るのであります。一件当りの出し入れというものは先ほど申し上げましたように、銀行の預貯金等の取扱に當るようなわけなんでありまして、この中小企業金融公庫においては、或いはそれほど小口ではなく、もうちよと大きなところということになる。又据置が一年以内で又認められる。又その償還方法が月賦等によらず、或いは半年年賦とか、いろいろに相成りますればそれは日常の資金の出入りは多くない。又件数もさう當らない。さういふことであります。この第二項の通り、業務にかかると現金を國庫以外に預託しなくても、円滑に行かと思ひますが、まあこの点は法律の批評になつたわけでありまして、極めて事務的な見地から見まして、或いは中小企業金融公庫が将来御不便を感じるかと、あるいはないか、まあかように存じましたもので、一言私どもの経験から願ひまして申述べさして頂いた次第であります。大体その程度であります。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。それではその次に、全國信用金庫協會常務理事安武善藏君にお願いいたします。

○参考人(安武善藏君) 今回中小企業金融公庫が創立されるということで、御提案になつておるのでございまして、元來中小企業の金融の解決につきましては、すでに御案内のように、短期資金の問題と、それから長期設備資金の問題と、それぞれがございまして、短期資金につきましては、既設の信用金庫なり相互銀行なり或いは商工中金等の中小企業の金融機関がそれら活動いたしております。又銀行等におきまして、相当これに努力をして頂いておるわけでありまして、これらの資金の不足の場合におきましては、國庫の余剰金の導入というようなことの施策も行われておるわけでございますが、長期設備資金等につきましては、今まで商工中金のほう、それから開銀の中小企業金融という面だけでございまして、現在荒廃いたしました中小企業の設備を更新するなり、近代化して行くという面につきましては、施策が十分でなかつた。従つてこれを補充いたしまして、これを中小企業の設備資金或いは長期の運転資金を導入するということが考えられましたことにつきまして、私は、私どもはこれに對しまして全幅の賛意を表する次第でございます。ただ、この案効といひますが、運用につきまして一、二の意見を申し上げてみますと、先ほど申しましたように、中小企業に設備資金が非常にたくさん要するといふにもかかわりませず、これは予算等の關係もあるかも知れませんが、僅かに百億の資本金ということでございます。これは前回の案におきましては五十五億ということ、約倍額に増額をされておりますことは極めて結構でございますが、今後補正予算等が出ます場合、或いは次年度の予算等におきましては、この公庫の資金を更に増額されるように、継続的に増額されまうように希望いたしたいと思つてございまして。

それから第二の問題は、公庫の運営につきましては、原則として代理者を運用されるということにつきまして、は、他の亀山さん等もお話になりましたように、金融機関側といたしましては、是非とも既設の金融機関を活用して頂いて、徒らに直接貸をして経費の増嵩、或いは店舗の増設を必要とするといふことのないようにして頂く、さうして既設の金融機関の窓口なりを活用して頂くということにつきまして、我々としては賛意を表する次第でございます。併しなから、代理者の選定について、これは極めて重要な問題でございますが、従来公庫或いはその他の機関の代理者の設定につきまして、ともすると例へば資金量の如何というふうなことでこれをきめられておつたのでございまして。特に住宅金融公庫等の場合におきまして見ますことは、同一市内におきまして公庫の代理者をお設けになる場合におきましては、銀行さんもありまして、相互銀行もありません、或いは信用金庫もあるわけでございますが、その場合その銀行なり相互銀行なり、信用金庫なりの資金を中心として代理店を見ておつたのが実情でございます。さういふと、何といひましても業務区域が小さい、金の量の小さい信用金庫等が次の次と廻しになるといふのが現状でございますが、果してその地方におきまして信用金庫と相互銀行、或いは普通銀行といふのがどういふ活動をしておるかということになりますれば、あながち信用金庫が一番活動してないといふことになつてはいいないと思つたのでございまして、さういふことは形式的に、資金量といふのでなくて、その土地におきまして金融の実際といふことと説き合せて御決定をお願いしたい、さういふふうに思つてございまして。そ

ここに代理者の数等がいろいろ問題になりまして、同一の所におきましては一つしか置かないというような場合には、今申しましたような点が非常に問題になって参るのでありますが、私としては、相互銀行のお客さん、銀行のお客さん、それから信用金庫の対象というものは、それ／＼分野が違ふのでございますので、それ／＼の各機関に代理者をお願いするといふふうにしたほうがいいのではないかと、いふうに考へておる次第でございます。それから特におきましては、地方銀行のほうにおきましては、いろいろ御希望があるのでございますが、地方銀行のほうにおきましては長期資金といひましては、長期信用銀行がございまして、これの代理者をおやりになつておるわけでございます。これは必ずしも中小企業に貸してはいけないうものではないと、で、き得れば地方銀行さんは長期信用銀行のほうの活用をして頂くことにいたしまして、信用金庫なり相互銀行なり、或いは商工中金なりの中小企業専門機関において、代理者として優先をして御決定願ひたい、こういうふうにお考へる次第でございます。

それから次に、貸付の限度の問題でございますが、先ほどの参考人のかたの御陳述では、一千万では低過ぎるという議論でございます。現在の中小企業の設備資金にどの程度のもので適当かということになりますれば、極めてむづかしい問題でありますし、私も一千万程度の設備というものも中小企業においては是非とも必要であり、それ以上のものも必要かとも思ひます

が、最初にありますような、資本金が百億という程度でございますと、一千万の貸出を仮にいたしますとすれば、年間千件しか貸せないわけでございませう。これは必ずしも一千万円ばかりのものとはならないと思ひますけれども、どうしても貸します場合におきましては、限度が高くなりますと、限度に近い所に行くといふのが実情でございます。従つてたくさんのお客さんに貸すといふことでございしますれば、資金の少い間におきましては、限度を下げ、少くとも五百万円程度ぐらいにいたしまして、協同組合の場合におきまして一千万という程度でお始めになつたらどうかというふうに考へます。そして、資金が増加いたしますに連れまして、限度を上げて行くといふ方法がよくはないかと考へておる次第でございます。

それから最後に、国民金融公庫との問題では、只今總裁からお話があつたのでございしますが、公庫のほうの御任務もこれはあるわけでございしますが、これは私の氣持といたしましては、現在五十万、それから連帯の場合が二百万というように何つてございまして、今まで中小企業金融公庫がなかつた時代はそうした要求もあり、その要を望みまして頂くことが必要であつたのでございしますが、政府機関として中小企業金融公庫ができました民金融公庫との分野を明確にいたすためには公庫の貸出は五十万、それから連帯の場合に百万という程度にして頂きますと、国民金融公庫自身がもつと小さい所に満ちなくお働き願ひといふようなふりをして、國家機関の機能を明確化することゝ望ましいのではないかと、こういうふうにお考へている次第でございます。以上の点私の意見として申し上げます。

○委員(中川以良君) 有難うございしました。それでは最後に全国相互銀行協会常務理事島崎政男君にお願ひいたします。

○参考人(島崎政男君) 大変遅刻をいたしましたので申訳ございません。大体先ほど安武さんからお話の通り、我々の行き方として、この今度の公庫の資本金が、資金が非常に少い。これも併し初めのうちは止むを得ないと思ひますが、現在の中小企業の金融難が今後も、これはいつまでも続くと考へられますので、これは機会あるごとにこの資本金を増額、その他政府からの資金を導入されて、ますます大きくなられるように願ひいたします。

それから貸付の金額でございますが、これは一千万を一応考へておられる。それも結構であります。私もここでも心配するの、この中小企業と申しまして二百万、三百万、五百万というふうな段階もたくさんございします。どうぞそういうふうな観点から、この資金の配分、そういう点については安武君の言われたのと殆んど同じでございますので、余り重複すると如何かと思ひますので、これで終らせて頂きたいと存じます。

○委員(中川以良君) 有難うございしました。只今の御説明に對しまして、又その関連事項に關しまして、委員諸君より御質問をお願いいたします。

○小林英三君 この中小企業金融公庫法案につきましては、まだ政府に十分の質問をいたしておりますから、どうも参考人の諸君に十分な質問もできないかも知れませんが、今いろいろ御意見をいただきました範圍内において質問をさせていただきます。先ほどの第二条の貸付の總額の問題ですが、この問題につきまして全国信用金庫の安武君からして一千万円というのでなくて、或るべくたくさんの方に貸すという意味、中小企業の数多くの人々に貸付けるという意において、個人又は法人には一千万円とあるのを、むしろ五百万円にして、組合のほうには一千万円くらいにしたらどうかという御意見があつたのですが、私もこの点についてはやや同感なんですけれども、そのほかの参考人の諸君の御陳述によりますと、一千万円結構だといふようなお説もあつたのであります。先ほどの国民金融公庫の櫛田さんからお話によりますと、国民金融公庫等におきましては、大体まあ平均の申込が三十万円、これに對して貸出の平均が十五万円だと、こういうお話がありまして、これによりますといふと、大体四十三都府県といたしまして、一県下平均私ちよと勘定して見ますといふと、一万人くらいの人に貸出されていふような零細の貸出をなさつておるようになつておる。この一千万円といふことになりまして、どうしても委託を受けた金融業者というものは、そういうたくさんのお金を借り得るような中小企業のほうが貸しやすいのだから、貸出はどうしてもその方面に走りやすいということになり、先ほどお話がありましたように仮に一千万円として貸出しすれば僅かに一千人、三百万円として貸せば三千人の人しか貸せないという結果になるのですが、この点

につきまして最高を一千万円にするか、或いはそれ以下にするかという問題につきまして、他の参考人の五藤さんとか、或いは武山さんとか、門司さんとかという方々、御意見も承わつておきたいと思うのであります。そういう問題について……

○委員長(中川以良君) それでは今の御質問に對しまして門司さんですが、最初に……

○参考人(門司正信君) 一千万円が適當か、五百万円が適當かという問題、なか／＼むずかしい問題でございまして、私直接それにお答えいたしますことを御勘弁願ひまして、商工中金の現在融資いたしております実績から言つて、一件の貸出がどれくらい、一組合当りの貸出どれくらいになつてゐるかというのを御参考にお上げして頂きたいと思ひます。これは五月末の実績でございまして、一組合当りの貸出残高は五百九十二万六千円という数字になつております。直接貸のほう、金庫で認められております直接融資のほうは、一貸出先平均は百五十六万九千円と、こういうことになつてゐるのであります。その程度で一つ御勘弁を……

○参考人(武山光信君) 只今の一企業者当り貸付一千万円の問題ですが、大体私たちの知つております範圍では中小企業の中で中以上まあ大に属する企業では一千万円という数字は、實際面から見ましてそう大きなものではないし、又この一千万円以下で、一千万円を最高限度とするわけでありまして、それはそれ／＼の運用の面で適宜斟酌して行けばいいのではないかと、こういう工合に考えます。

○参考人(五藤齊三君) 先ほど国民金融公庫の榎田総裁からのお話を承わつておりますと、公庫における貸出の限度は二百万円であり、その一件平均額は十五万円だといふお話でございまして、仮にその公庫がこれをおやりになつたことといたしますと、その比例で行きますと、最高一千万円の場合には平均は七十五万円ということになります。勘定になると思ひのであります。信用金庫のかたもお見えになつておられますが、私も仕事をいたしておりますが、都市における資金量を多く持つてゐる信用金庫の一件貸出平均は国民金融公庫の平均を倍以上上廻つてゐる現状だと思ひのであります。これらは決して中大企業を融資の對象にしてないと思ひのであります。が、それでお且つそんなふうな今日の金融情勢からはなつてゐると思ひのであります。で、私は先ほど申述べました趣旨の中に申上げました通り、今日の金融情勢の状態を分解して考えて見ますと、ずつと下のほうと、そして中小企業としては中以上のところ金融機関が多く存在してゐると思ひのであります。そういう観点から私はこの公庫ができました、従来の機関の補完的な金融を掌つておいて、なるという観点からは、むしろその隙を打開するという意味において最大限度は大きいほうがよろしい、こういうふうには私は考えます。併し實際運用面においては、この一件貸出平均額は決して多くはないはずだ。これは多くの中小企業金融をおやりになつてゐる機関の平均を調べて見ますとこれはわかりますように、この程度で十分目的が達せられるのではないかと、決して

一千万円だけの貸出が行われるわけではない。五十万円も三十万円も行われるのであらう、こういうふうには私は考へております。この法案に盛り込んでおります一千万円はそれでよろしいのではないかと、そう考えます。

○小林英三君 重ねて武山君か五藤さんにお答えを承わりたいと思ひます。が、中小企業の中でも業種によりまして、三十八人乃至五十人くらい使つてゐるような中小企業が、その業界としてはもう中堅層の中小企業である。百人も使つてゐるような工場であります。もう殆んど第一流の業者であるといふような業種もたくさんある。例えば鋳物工業のどきとくも大阪の久保田鉄工所その他少数の大工場は別であります。が、大体百人も従業員を持つております鋳物工場はこれは一流の工場であるとされております。そういうようなこともありましてこれは鋳物工場ばかりでなしに、他にいろいろ業種がある。種がある。その業種といふことは大工場がなくとも中小企業ではない。而も中小企業といふことはその程度のものが最高のものである、或いは一流のものである。或いは一流の業種が日本にはたくさんあると思ひます。そういう観点からいへば、一千万円貸して、或いはおれに五百万円貸して、或いは言へば貸すだけの資格があれば貸さんわけに行かぬと思ひます。窓口は……そういうことを考へました場合において成るべく日本の五十何万ありますかと、とにかく九十何万ある中小企業に對してできるだけこの中小企業金融公庫ができた以上は

できるだけ満遍なくこれを均等させ、将来資金をど／＼殖やして行く、或いはこの五百万円を将来一千万円にして行こうといふこともあり得るでありまして、成るべく多くの中小企業に多く均等させて行くといふ意味からいひまして、私は先ほど安武君がおつしやつたような意見も、ちよつと私はまだ政府に十分の質問をいたしておりましたからして十分のこととは言へませんが、あれども、そういうような感じがちよつといたしたものであります。武山さん、五藤さんにお伺ひしたのですが、その点これはどうでしょうか。この一千万円という点についてどうでしょうか、五藤さん。

○参考人(五藤齊三君) 御趣旨は誠に御尤も存じますけれども、先ほど申上げましたように、實際公庫ができてまして運営をおやりになりますといふと、そんな大口に偏重することはないと私は考へるのであります。これは現に榎田総裁がさつきおつしやいましたように、国民金融公庫でも二百万円まで貸せるのでございまして、けれども、決して二百万円に偏重した貸出はおやりになつてゐないしやらない。實際は一件平均十五万円というふうな零細なことになつてゐる。こういう観点から考へまして、その御心配は先づ杞憂ではないかと私は考へるのでございします。半面企業の中には今日の物価水準から申しましてこれが長期の設備資金金或いは長期の運転資金に限られた運用をおやりにいたします上から考へますといふと、中小企業の中には一千万円ではとても足りないといふ企業が相当に私は半面あると思ひのであります。

その限度をそこにおきめになつて置くといふことは、単に今までの機関で、先ほど榎田総裁がおつしやいましたように、既設機関で十分賄えない面を補足的に賄うといふ妙味がそこに出て来るんじゃないかと、こういうふうには私は思ひのであります。

○小林英三君 今の五藤さんのおつしやることも一応納得できるのですが、ただ私も立法機関といひまして、初めて折角できる公庫法が、最初にスタートするとき、一千万円でもいいといふのでなしに、つまりこういう法律を出す以上は、中小企業の零細な、たくさんに何千万もいらつしやることを考へて、ポイントを一千万円に置いたほうがいいのか、或いは五百万円に置いたほうがいいのかというのを我々は考へたいものです。一千万円としても貸してありますが、一千万円としても實際貸すときには、もつと少く貸すんだからいいじゃないかといふのでなしに、この法律を立法する上において、どこにポイントを置いたほうがいいのかというのを、参考のために聞いておるわけでありまして、もう一遍重ねて御答弁願ひたいと思ひます。

○参考人(五藤齊三君) 何遍も申上げますように私はこの公庫が従来の大企業対象の金融機関の補完的な素質を以て生れ出ると、こういうところに、むしろ高いところに目標……高いと申しましたが、その限度は一千万円でございますが、このところに最高の目標が置かれておることこそ、私は非常に意義がある、と思ひます。ただ實際は一千万円と言つて来てても五百万円しか貸さんといふのでなしに、真に一千万円必要とする向には一千万円の融資が

できて然るべきだと存じますが、実際はそういう業者だけではない、たくさん業者から申込があるものを、これをケース・バイ・ケースでお貸出しになつておいて、実際の平均は、ずつと下になるというの、従来の経験に鑑みても実情ではないか、こういうことを考えますと、むしろ限度は高いところに置いて、真に必要な場合には、それが賄えると、こういうことが私は望ましいと思ひます。

○小林英三君 然らば安武君にもう一遍その問題についてあなたの御意見を……。

○参考人(安武君) 只今商工中金のほうから貸出の御実績について、一件当りの御報告があつたのですが、私はその詳細な数字は持つておりませんが、開業銀行の現在中小企業保険をやつておりますものの平均が百二十万か或いはそれ以下だといふぐらゐに開いております。従つて現状におきまして開業銀行の出資が一千万を最高としておりますが、百二十万ぐらゐの程度だといふことであれば、先ほどおつしやいましたように二千万でも百二十万程度にしかならないやうだといふ議論もありますが、若しそうであるならば五百万で現実平均でお貸ししておる、実際に近いところでお始めになるというところが望ましいのじやないかという点で私は五百万程度が適当であらうという意見を申し上げます。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。……それじやちよつとこの機会にお伺ひをしたいと思います。……丁度中小企業関係の金融のかたがおいでになつておられますので……。最近いろ／＼株主相互銀行と

か相互金融と云ふ／＼のこと、正當でない間金融が横行して来まして、そういう面には正常な預金が行つてゐるのじやないか、又あつたやう正當でない金融機関がはびこりますと、将来零細な金がそういうところへ流れまして、このまま放置して置くと、これは大きな社会問題も起しかねないやうな状態でございまして、最近取締を始めてからでございまして、これらに對しまして一つ皆様からの御意見ございまして伺ひたいのでございまして。

○参考人(五藤三君) 私その問題につきましてちよつと最初の陳述で触れました関係上申述べさして頂きたいと存じますが、先ほど私が申し上げましたように今日の金融機関のポイントがどこにあるかといふことを考えます上におきまして、一つは中以下の零細企業者の金融が非常に便害してある、これらは今あるままの金融機関は十分な利用ができない、或いは担保力が非常に欠けてある、或いは経営がシステマティックに行つていない、こゝういつたやうなことから、いわゆる金融機関が取上げられないといつたやうな階層の零細企業者が非常に多いと思ふのであります。そういう面の自然的欲求からあつたやうなものが生れて来ておるのではないかと思ふのであります。今日大きな流行を見まして、中には非常な害毒を流しておるものがある、これを取締を始めておられるといふことは当然のことでありまして、十分な監督、監督をなさる必要があると思ふのであります。ただあつたやうなもの、それが社会情勢上金融の面に求められておるといふ社会情勢も又考へなければならぬのじやないか、こ

考へるのでございまして。その件に鑑みまして、私は今から四十年前に遡りまして、今日の相互銀行が初めて営業無尽として無尽会社といふものが認められました当時のことを回顧いたしてみますといふと、明治の末年から大正の初葉にかけて、従来日本の隣保援助の美風として残つておりました頼母子講といふものが営業化しまして、営業無尽といふ名の下に全国に燎原の火のごとく普及したことがあるのであります。丁度今日の株主相互金融といふものがその当時のその状態に私は彷彿としておると思ふのであります。私はやはりその当時庶民金融といふものの機関が非常に欠けておる、今法大議長をやつておられます大内兵衛氏が当時大學を出られて、大蔵省の特別銀行課に属官としてお勤めになつて、この情勢を御覧になつて、どうしても庶民金融を規制しなければならぬ、又一面においては伸張しなければならぬといふ観点から無尽業法の立案を担任せられて、たしか大正四年であつたのではないかと記憶いたしますが、初めて営業無尽が業法によつて縛られることになつて免許事業になつた。こういう歴史があるのであります。爾來四十年の年月を閲しまして健全な発達をお遂げになつて、今日ではいわゆる相互銀行といふ一般金融機関に成長せられたわけでありまして、でありますから、一階上つてできるようになつたので下が抜けてしまふといふのが今日の社会情勢から本當の下級金融機関の欠除の現状ではないかと思ふのであります。これをまあ街でやつておるものが今日の株主相互金融ではないかと思ふのであります。これはアメリカのシステ

ムに則つてやつてゐるので、制度そのものは私は悪くないと思ひますが、これを律する何らの法令がない、或いは監督する権限がどの行政官庁にもないといふたやうなことで、全く野放しになつて、はしりまゐる不正運営がなされてゐるといふところに問題があるのではないかと。これはよろしく一つ検査監督をなさつて、そうして準備する法令をお作りになつて、最下層の資金を賄う金融機関として、これをむしろお認めになつて、そうして適正な運営をおさせになる、これが私、四十年前に無尽業法ができました、以來四十年を閲してこれが発達したあとに又必要の範囲が生れて来ている、こゝういふ観点から御検討なさる必要があるように私は考へるのであります。

○参考人(安武君) 現在類似金融の問題につきましては、第一点に、先ほど御指摘のように一般の金融機関から手が着けられないクラスの人たちが、金融の便を得るために自主的に作つたといふことも一つはあろうかと思ひます。その人たちが金融のベースに乗せるということにつきましては、これは私も相当の努力はしているものであります。何しろ信用がない、担保がないといふことであります。担保がないといふことは、金融のベースに乗せるわけには行かない。従つてこれを解決いたしますには、もう少しこの中小のそういう人たちに對しての保証制度と言ひますが、保険制度を拡充して頂きたい。そうして現在も中小企業信用保険なり、或いは府県の信用保証協会といふやうな制度があるのでございまして、それが更に拡充強化されて、そうしてそうした一般の金

融機関から救えない人たちに對して、保証をして金融ベースに乗せるということが必要ではないかと思ひます。それからもう一つは、果して現在株主相互金融等を利用してありますのは、そうした金融機関のベースに乗らないといひますが、零細企業者ばかりであらうかと考へて見ますといふと、最近の不渡手形等の問題にも関連して見られますことは、大企業との関係につきまして、この類似金融を非常に利用しておつたといふことが非常に如実に出てゐるわけでありまして、従つてその金利に迫られて、遂にああいう状態になつてゐるといふ事例も出てゐるのであります。そういうものの点はむしろこの類似金融といふ制度を新らしく作るということが私は適當なのではないか。これはむしろ株主相互金融の場合におきまして、そういうほうにおきまして授權資本の運用である。それから又もう一つの形としては匿名組合契約によりまして保全経済会式のものも現在あるものであります。これはやはり匿名契約によりまして商法の規定の行過ぎじやないかといふやうな点を考へまして、そうした点では商法の改正もして頂きて、これらの点の徹底的な取締を要したいのでございまして。特に借問ありますものが、この一般の名前、或いは更に金庫といふやうな名前を利用いたしておられますもの、信用金庫が一昨年から発足いたしました十分社会的にも一般大衆に親しまれておらない、名前自身が親しまれておりません関係から、類似金融の何とか金庫と混同されまして、信用金庫が非常に迷惑を受けてゐる事例が少くないのであります。そういう点から

政府のほうも類似機関の金庫という名称の使用を禁止する法律を今国会に提出されているような次第でございます。私どももいたしましては、こうした機関の法制化は反対でありまして、今申しますように、むしろ保証制度を拡充強化することによりまして、それから既存の中小企業専門機関を何らかの形で育成強化することによりましてこれは解決されるのじやないかというふうに考えております。

○委員長(中川以良君) なおいろ／＼御発言もあるようですが、実は只今議長より各委員会は直ちに中止して全部議場に議員は出席をするようにということを通じて参りましたので、本日は一応このくらいで打ち切りをいたしたいと思ひます。本日は御多用のところ、参考人の皆様がたには御出席を賜りまして、誠に尊い御意見を数々御陳述して頂きまして、今後本委員会が公庫法案を審議いたします上に得がたき参考ともなりまして誠に感謝を深ういたしました。ここに謹んで厚くお礼を申し上げます。それでは本日はこれにて散会をいたします。

午後三時五十二分散会

六月二十七日日本委員会に左の事件を付託された

一、福岡県の石炭鉱業対策に関する陳情(第一八一号)

第一八一号 昭和二十八年六月十八日受理

福岡の石炭鉱業対策に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本 勝次

最近の石炭事情は、ますます悪化の度を加え、出炭は上昇の途をたどつていゝるも、貯炭が激増し、福岡県では戦後最大のものとなつており、今後ますます増大する見込みでこのまま放置すれば、炭鉱従業員の大量解雇による社会不安と貯炭に伴う金融の窮乏とを及ぼすことになり、加えて今次福岡地方を襲つた豪雨は県下石炭鉱業にじん大な被害を与え新たな負担を加重しているから、石炭需給対策の実施、高炭価引下げを促進する税制改革による減税ならびに復金債務の償還延期その他金融対策の実施化等の措置を講ぜられたいとの陳情。